



## 第1章 計画の見直しにあたって





## 第1章 計画の見直しにあたって

### 第1節 計画見直しの趣旨

本県は、緑豊かな山野、大地を潤す清らかな河川、変化に富んだ海岸線、日本一の源泉数と湧出量の温泉など、全国に誇れる豊かな天然自然、恵まれた環境を有しています。

このような本県のかげがえのない恵み豊かな環境を将来にわたり確実に継承していくため、環境の保全に関する長期的目標とそのための施策の基本的方向を定めた「第3次大分県環境基本計画」を平成28年3月に策定し、身近なごみ問題から地球規模での問題に至るまで環境施策の着実な推進を図ってきました。施策の実施状況は、毎年度、50項目の環境指標について、達成状況の評価を行い、その結果を県議会、県環境審議会、**おおいたうつくし作戦県民会議\***に報告し、ホームページで公表することにより、計画を推進してきました。

こうした中で、計画策定から4年が経過し、本県環境を取り巻く情勢も変化していることから、新たな課題への取組を盛り込みながら、持続可能な社会を実現し、本県の恵み豊かな自然を将来の世代へ継承するため、必要な見直しを行います。

#### 1. これまでの取組

本計画は、目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、その達成のため、「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、「循環を基調とする地域社会の構築」、「地球温暖化対策の推進」、「環境を守り育てる産業の振興」、「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの施策を展開してきました。

##### 【基本目標1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造】

**生物多様性\***の保全と持続可能な利用を目指した取組をさらに進めるために、平成28年3月には「第2次生物多様性おおいた県戦略」を策定しました。自然保護団体との協働により、希少野生動植物の保護や特定外来生物の防除等の取組を通じて生物多様性に対する県民の理解促進に努めてきました。

荒廃竹林の伐採・整理による美しい**里山\***づくり、**親水機能\***に配慮した川づくりなど、農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生、河川・海岸等の環境整備にも取り組みました。

平成29年6月には、原生的な自然と景観美、希少動植物の宝庫として知られる祖母・傾・大崩（そば・かたむき・おおくえ）山系とその周辺地域が「祖母・傾・大崩**ユネスコエコパーク\***」として登録されたほか、平成29年12月に、姫島、豊後大野両**ジオパーク\***において、認定以降4年ごとに実施される再認定現地審査を受け、子どもの県内外交流事業の実施等が評価され、再認定されました。

阿蘇くじゅう国立公園においては、平成28年7月には、国が策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」の主要施策のひとつであり、環境省による国立公園を素材としたインバウンド対策



において、国立公園満喫プロジェクトのモデル地域として選定されました。

さらに、温泉を将来にわたって持続可能な利用ができるよう保護し、魅力ある温泉利用を推進するため、平成28年3月に、「おおいた温泉基本計画」を策定しました。

また、**再生可能エネルギー\***発電事業の増加に伴い、法対象外の一定規模の発電所の設置に関する事業に係る環境の保全について、適正な配慮を求めるため、平成29年3月に「大分県環境影響評価条例」を改正し、環境影響評価対象事業を拡大しました。

### 【基本目標2 循環を基調とする地域社会の構築】

県民の日常生活と密接な関係にある大気、水環境について監視し、工場等への立入り、海岸漂着物の回収処理や環境学習会の開催等を通じて、大気、水環境の保全に努めました。

また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進のため、平成25年度から、「おいしい大分食べきりキャンペーン」として食べ残し等の食品ロス削減の啓発を行ったほか、平成29年度から、10月を「マイバッグ利用促進強化月間」と定めレジ袋削減の啓発を行いました。

産業廃棄物については、排出抑制、再資源化、適正処理の推進等を図るため、平成28年3月に第4次大分県廃棄物処理計画を策定したほか、新たに廃棄物を資源として捉えた取組を進めるとともに、産業廃棄物処理業者に対する監視や指導を充実させ、生活環境の保全に努めました。

### 【基本目標3 地球温暖化対策の推進】

平成28年3月に策定した「大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、家庭、業務、運輸の各部門ごとの二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向け、うちエコ診断、省エネ診断、エコスタイルキャンペーンや**エコドライブ\***セミナーなど各種普及啓発事業を実施しました。

また、森林吸収源対策として、**再造林\***や**間伐\***など森林整備の促進や森林ボランティアの養成など県民一人ひとりが森林を支えていく「県民総参加の森林づくり」を推進しました。

### 【基本目標4 環境を守り育てる産業の振興】

エネルギー関連産業を県経済の牽引産業に成長させることを目指し、平成24年6月に「大分県エネルギー産業企業会」を設立し、県内企業による温泉熱や小水力などの新製品・技術の研究開発や、県外の展示会への出展による販路開拓等を支援しました。また、泉源レンタル方式によるバイナリー発電所や地域が主体となって取り組む小水力発電など、モデル的な取組に対し支援を行い、積極的に再生可能エネルギーの導入を促進しました。

さらに、産業廃棄物の原料としての再生利用（マテリアルリサイクル）や熱エネルギーとしての再生利用（サーマルリサイクル）の取組を支援したほか、環境ビジネスに関するセミナーを開催しました。

### 【基本目標5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり】

平成15年から取り組んだ「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かし、さらにステップアップさせ、平成28年度から、「まちづくり（地域の活性化）」、「ひとづくり（人材の育成）」、「なかまづくり（活動の基盤づくり）」の3つのアクションにより、環境保全活動を通じて地域活性化を図る「**おおいたうつくし作戦\***」を展開しました。うつくし作戦のけん引役となるグループ



を「おおいたうつくし推進隊」に任命し取組を支援したほか、環境保全の大切さを楽しみながら学ぶとともに環境保全活動団体と触れ合える「おおいたうつくし感謝祭」などを実施しました。

また、新たに環境教育等に関し、方向性及び具体的施策を示し、それを総合的かつ計画的に実施するため、平成28年3月に「第2次大分県環境教育等行動計画」を策定しました。

### 〔環境指標〕

この計画の進行管理を行うため、50の指標を設定し、毎年度、その推進状況を検証してきました。平成30年度における推進状況は、次のとおりです。

### 【評価結果】

区 分	指標 項目数	達成		概ね達成		未達	
		項目数	割合(%)	項目数	割合(%)	項目数	割合(%)
合 計	50	30	60	16	32	4	8
基本目標 1	16	10	63	5	31	1	6
基本目標 2	17	6	35	10	59	1	6
基本目標 3	6	5	83	0	0	1	17
基本目標 4	6	4	66	1	17	1	17
基本目標 5	5	5	100	0	0	0	0

○評価の区分について

「達成」：平成30年度目標値を達成している場合

「概ね達成」：平成30年度目標値を90%以上達成している場合

「未達」：平成30年度目標値の90%未満である場合

「達成」が30項目（60%）、「概ね達成」が16項目（32%）、「未達」は4項目（8%）であり、目標をほぼ達成し、本計画は着実に推進されていると考えます。

## 2. 近年の環境を取り巻く情勢

○平成27（2015）年9月の国連サミットでは、持続可能な世界を実現するため、17のゴール・169のターゲットから構成される持続可能な開発目標（SDGs\*）が採択されました。国では、2016年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、同年12月に「SDGs実施指針」を決定した後、2019年6月の第7回推進本部会合で「拡大版SDGsアクションプラン2019」を決定するなど、SDGsに係る施策を、総合的かつ効果的に実施しています。

○COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）では、生物多様性に関する2011年以降の新たな世界目標である条約の新戦略計画と具体的な行動目標として「愛知目標\*」が採択されました。国は平成24年9月に「愛知目標」の達成に向けたロードマップとなる「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定しました。

○再生可能エネルギーの導入等開発の過程で、自然環境や景観、生活環境との調和が懸念される事態が発生しています。導入地域の住民の理解と地域の景観や環境保全を十分考慮し、環境と経済の好循環を図っていく必要があります。



- 県内の河川は**環境基準\***を概ね達成していますが、「魚やホタルがいなくなった」、「透明度が低下した」、「昔のようなきれいな川に戻したい」という豊かな水環境を求める声が高まっており、水環境保全活動を拡充する必要性が生じています。
- 農林水産省によると、国内で平成28年度に廃棄された食品約2,759万トンのうち、まだ食べることのできる食品（食品ロス）は約643万トンに相当します。資源の無駄や環境負荷の増大等の問題があることから、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組むため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に施行されました。
- 平成27（2015）年6月のG7エルマウサミットにおいて、海洋ごみ、特にプラスチックごみが世界的課題であると提起され、平成28（2016）年6月のG7伊勢志摩サミットにおいては、3R等により、海洋ごみに対処することが確認されました。令和元（2019）年6月のG20大阪サミットでは、共通の世界のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。プラスチックごみは、世界全体で年間数百万トン以上が海洋に流出していると推計されており、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による**生態系\***、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念されています。国では、「プラスチック資源循環戦略」を令和元年5月に策定し、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題等に対応することとしています。
- 地球温暖化問題は、平成9年に採択された**京都議定書\***の後継となる「パリ協定」が平成27年12月に採択、平成28年11月に発効され、協定では、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満に収まるように努力することや、全ての国が削減目標を策定し5年ごとに見直すことなどが定められました。国では、パリ協定への対応として、平成28年5月に地球温暖化対策計画を策定し、2030年度における温室効果ガスの排出を2013年度比26%削減し、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減に取り組むこととしたほか、令和元年6月には、最終到達点としての「**脱炭素社会\***」を掲げた「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。令和元年12月2日から15日まで、COP25（国連気候変動枠組み条約第25回締約国会議）がマドリードで開催され、各国に**温室効果ガス\***の排出量削減目標をさらに引き上げるよう、温暖化対策の強化を求める文書が採択されましたが、義務化したものではなく、また、パリ協定の実施ルール作りの合意を断念し次回会合に先送りするなど、課題が残りました。
- 気候変動の影響は、IPCC第5次評価報告書によると、既に日本を含む世界の様々な地域・分野で現れており、今後、地球温暖化が進行すると、深刻で広範囲にわたる不可逆な影響が生じる可能性が高まることが予測されています。気候変動の影響に対処するには、温室効果ガスの排出抑制等、緩和策を行うことは当然のことで、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響による被害を回避・軽減する適応策も進めることが必要です。そのため、国では、平成30年6月に気候変動適応法が成立し、同年12月に施行されました。また、同法第7条第1項に





基づき、平成30年11月に、気候変動適応計画を閣議決定し、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、気候変動影響による被害の回避・軽減を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しています。

- エネルギーを巡る環境は、平成23年の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に大きく変化し、国のエネルギー政策は大規模な転換を求められています。平成30年7月に改定された、国の新たな「エネルギー基本計画」では、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどの**エコエネルギー\***（再生可能エネルギー）は、経済的に自立し、「脱炭素化」へ挑戦し主力電源化を目指すこととされ、低コスト化、電力を電力系統に流すときに発生する「系統制約」の克服、不安定な太陽光発電などの出力をカバーするための「調整力」の確保に取り組むこととしています。
- 人口減少や高齢化、耕作放棄地の増加に伴い、従来、地域住民の利用により維持されてきた里地里山の荒廃が問題となっており、水質浄化や洪水緩和、大気浄化など生態系サービス機能の低下が懸念されています。
- 豊かな自然環境は、地域の文化と結びつき地域固有の風土を形成するとともに、観光資源として重要です。また、再生可能エネルギーや豊かな自然環境などの**地域資源\***を活用して、地域に根ざした産業を振興することで、雇用・ビジネスを生み出し、地域活性化が期待できます。
- 平成15年度から取り組んだ「ごみゼロおおいた作戦」の成果を生かし、さらにステップアップさせた地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」を平成28年度から展開し、恵み豊かな大分の環境を守り、地域を元気にする取組を進めており、県民の環境に対する意識がさらに高まっています。
- 環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働、国連「**持続可能な開発のための教育（ESD）\***の10年」の取組や、学校等における環境教育への関心の高まりを踏まえ「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育促進法）が平成24年10月に施行されました。県では、新たに環境教育等に関し方向性及び具体的施策を示し、それを総合的かつ計画的に実施するため、平成28年3月に第2次大分県環境教育等行動計画を策定し、環境教育を推進しています。

### 3. 計画変更の基本的な考え方

目指すべき環境の将来像は、「第3次大分県環境基本計画」の『天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた』を究極の目標としてこれを引き続き掲げます。

基本目標も、「第3次大分県環境基本計画」の「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、「循環を基調とする地域社会の構築」、「地球温暖化対策の推進」、「環境を守り育てる産業の振興」、「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」を引き続き掲げるとともに、環境保



全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」を推進していくこととしています。

「おおいたうつくし作戦」の「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟\*など）、  
「つ」は土（土壌、大地、温泉、ジオサイト\*など）、  
「く」は空気（澄んだ大気、さわやかな風など）、  
「し」は森林（豊かな自然の象徴）を表し、これら豊かな自然を将来へ継承するための取組を県民にわかりやすく提示するため、この計画を、おおいたうつくし作戦を推進するための基本プランと位置づけています。

施策や取組については、「第3次大分県環境基本計画」の検証結果や環境を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、以下の3つの視点で見直しを行いました。

- 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性
- 新たな環境問題（廃プラスチック問題、食品ロス削減、気候変動への対応等）への対策
- 環境に対する意識の醸成と具体的な行動への促進

環境指標については、施策の展開に伴い新たな指標を設定するとともに53項目としました。

## 第2節 計画の性格・位置づけ

- 1 大分県環境基本条例\*第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向を定めたものです。
- 2 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」\*の部門計画として、その目標の実現を環境の面から具体化するものです。
- 3 「おおいたうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置づけます。

## 第3節 計画の期間

第3次大分県環境基本計画は、環境政策全般に関する県としての長期的かつ基本的な方向を示すものとして、平成28年度から令和6年度の9年間を対象期間としています。令和2年度から6年度までの5年間の計画について、大分県長期総合計画の変更や、おおいたうつくし作戦県民会議での意見を踏まえつつ、計画策定以降の環境をめぐる情勢の変化等を念頭に見直しを行うものです。





## 第4節 計画の構成



